	同法第九条の六の四第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の四第三項
	及び当該	並びに当該
	係る同法	係る特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	所得税の額に	所得税及び復興特別所得税の額の合計額に
	という。）（	という。）並びに特別措置法第二十八条第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する金額のうち所得税及び復興特別所得税の額の合計額に対応する部分の金額として政令で定める金額以外の部分の金額（以下「特定復興調整対象外国税相当額」という。）（
	同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法	租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法
	特定調整外国税相当額（	特定調整外国税相当額及び特定復興調整対象外国税相当額（
第九条の三の二第三項第一号	の額	及び復興特別所得税の額の合計額
第九条の三の二第六項	所得税法	所得税法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）
	は、同法	は、所得税法
	及び当該上場株式等の配当等に係る同法	並びに当該上場株式等の配当等に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法等の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	に相当する	に相当する金額及び特別措置法第二十八条第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する
	）のうち所得税の額	）のうち所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第九条の三の二第七項	（租税特別措置法	（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法等の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法

に、

	に相当する	に相当する金額及び特別措置法第二十八条第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する
	の額	及び復興特別所得税の額の合計額
	「租税特別措置法	「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第九条の六第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第九条の六第三項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	同法の	同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の
	ついては、同法	ついては、所得税法
第九条の六第四項及び第九条の六の二第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第九条の六の二第三項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	同法の	同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の
	ついては、同法	ついては、所得税法
第九条の六の二第四項及び第九条の六の三第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第九条の六の三第三項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	同法の	同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の
	ついては、同法	ついては、所得税法
第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第九条の六の四第三項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
	同法の	同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の
	ついては、同法	ついては、所得税法
第九条の六の四第四項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額